

『PCA 法人税シリーズ』

Rev.28.00プログラムでの主な機能強化・仕様変更点

FKM_S_20260608

主な機能強化・仕様変更点は以下の通りです。

◆令和8年度 税制改正について

以下の改正に対応しました。

- ・一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し
- ・中小企業技術基盤強化税制の見直し・延長
- ・賃上げ税制の見直し
- ・大企業の生産性の向上に関連する税額控除の見直し
- ・オープンイノベーション促進税制の拡充・見直し
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長・見直し
- ・地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却の見直し・延長
- ・地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の廃止
- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長
- ・企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の見直し・延長
- ・企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を取得した場合の税額控除制度の見直し・延長
- ・防衛特別法人税の創設

◆国税電子申告のバージョンアップに対応

- ・令和8年5月の国税電子申告のバージョンアップ（手続きVer.26.0.0）に対応しました。
- ・電子証明書の認証局サービス名「日税連 税理士用電子証明書（第五世代）」を削除しました。
- ・電子証明書の認証局サービス名「日税連 税理士用電子証明書（第六世代）」が「日税連 税理士用電子証明書」に変更しました。

◆地方税電子申告のバージョンアップに対応

- ・提出先マスタの変更に対応しました。

◆各様式について

◇追加：以下の様式が追加されました。

-
- ・別表一次葉一

◇削除：以下の様式が削除されました。

-
- 別表十四(二)付表一

◇変更：以下の様式が変更されました。

【様式名等の変更】

変更前		変更後
別表一次葉	→	別表一(次葉二)
別表六(七)特定税額控除規定、産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書	→	別表六(七)特定税額控除規定、産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除及び特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書
別表六(二十六)情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	→	別表六(二十五)生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(二十七)	→	別表六(二十六)
別表六(二十八)特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	→	別表六(二十八)特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表十四(二)付表二公益目的事業実施必要額の計算に関する明細書	→	別表十四(二)付表公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書

【様式等の変更】

- ・別表一
- ・別表一 次葉二
- ・別表三(一)特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書
- ・別表四 所得の金額の計算に関する明細書
- ・別表五(一)利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書
- ・別表五(二)租税公課の納付状況等に関する明細書
- ・別表六(二)内国法人の外国税額の控除に関する明細書
- ・別表六(三)外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書
- ・別表六(六)法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
- ・別表六(六)付表 前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書
- ・別表六(七)特定税額控除規定、産業競争力基盤強化商品生産用資産及び特定生産性向上設備等の特別控除の適用可否の判定に関する明細書
- ・別表六(九)一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(十)中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(十二)特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(二十)地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(二十四)給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(二十五)生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(二十六)産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
- ・別表六(二十九)特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する明細書
- ・別表十(七)特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書
- ・別表十(七)付表一 各特定株式の特別勘定の金額に関する明細書
- ・別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書
- ・別表十四(二)付表 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書
- ・納付税額一覧

※その他、軽微な様式等の変更があります。

◆**ご注意**

◇**e-Taxソフト等で令和8年4月1日以後開始事業年度から始まる防衛特別法人税を納付する場合**

令和8年4月1日以降開始事業年度から防衛特別法人税の納付が必要です。

e-Taxで納付する場合は、令和9年5月までの間は法人税・地方法人税とは別にe-Taxソフトで納付情報登録の手続きが必要です。

e-Taxソフトの納付情報登録で納付する際は「税目：法人税」「申告区分：その他」を選ぶ必要があります。

別の手続きとなるため防衛特別法人税の納付を忘れないようご注意ください。

◆**お知らせ**

◇**OCR印刷機能(直接印刷機能)の廃止について**

別表一、適用額明細書、法人事業概況説明書のOCR用紙ですが、令和8年度より税務署に備え付けられなくなるため、PCA法人税の機能であるOCR印刷機能(直接印刷機能)は廃止とさせていただきます。